

令和4年6月21日成田市規則第45号

成田市委託医療機関外特定接種者に係る子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、やむを得ない事由により委託医療機関以外の医療機関において子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けた特定接種者又はその保護者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、当該特定接種者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受ける機会を確保し、もって市民の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託医療機関 本市と子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種に係る委託契約を締結した医療機関をいう。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種 ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（同法第2条第1項に規定する予防接種をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 特定接種者 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第5項の規定により読み替えて適用する第1条の3第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に掲げる者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けた日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている特定接種者又はその保護者で、当該特定接種者が次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、特定接種者が本市に居住している場合で、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 就学又は就労、長期入院等により、委託医療機関で子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けることが困難であることその他の委託医療機関以外で受けることがやむを得ないと市長が認める事由があること。
- (2) 本市よりあらかじめ子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種の依頼を受けた医療機関において当該子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けたこ

と。

- (3) 子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けた日が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間であること。

(助成額)

第4条 助成する額は、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種に要した費用と本市の子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種に係る委託料（当該子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種に要した費用に相当するものであって、助成対象者が子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けた日の属する年度に係るもの）のいずれか低い額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、委託医療機関外特定接種者に係る子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種に要した費用の領収書
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 母子健康手帳その他の子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けた記録が確認できるもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項本文の規定による申請は、子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種を受けた日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、委託医療機関外特定接種者に係る子宮頸がん予防ワクチン定期予防接種費助成決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受けた者がいるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

[別記様式 略]